

「かわさき臨海のもりづくり」

緑化推進計画

(概要版)

地域で暮らし働く人々の

協働と連携による

緑と海辺に囲まれた臨海のもりづくり



川崎市



基本構想



緑化推進計画策定の背景と趣旨

○「かわさき臨海のもり」とは

臨海部に立地する事業所の緑化地や、港湾緑地（臨海公園）・都市公園などの公共緑地を風の道となる街路樹等の緑でつなぎ、運河や多摩川の水辺環境を含めて、臨海部全体を緑豊かな「もり」と想定して表現したものです。

○策定の背景

臨海部は、京浜工業地帯の中核を担う地域として日本経済の成長を牽引し、それに伴う環境負荷の改善のため緑の創出・育成を行ってきました。また、羽田空港の国際化を契機に、殿町3丁目地区（キングスカイフロント）が、国際戦略総合特区として国から指定されるなど、世界からも注目されるエリアとなっていることから、これまで以上に魅力と活力のある臨海部の形成が求められています。

「川崎市緑の基本計画」では、臨海部を「東京湾軸」、「緑と港が調和した臨海部エリア」として、基幹的な緑の一つに位置づけています。これを受け、「かわさき臨海のもりづくり」をリーディング事業として位置づけ、緑の基本計画の推進に先導的な役割を担う重要な施策となっています。臨海部における緑の創出により、景観形成、地球環境の向上、生物多様性の保全、都市気象の改善、市全体のイメージアップに貢献し、緑の持つ一定の防災機能を活かしながらさらなる前進が必要です。

○策定の趣旨

市民、事業者、行政の協働により、緑豊かで魅力ある臨海部を形成していくために、基本理念、将来像、取組の方針や方向を示します。

○計画の目標年次

「かわさき臨海のもりづくり」緑化推進計画」は、長期的な視点から将来像を示していますが、計画の実行性を確保するために、緑の基本計画の計画期間とあわせ、目標年次を2017（平成29）年度とします。



計画の対象エリア：産業道路以南

緑の基本計画における緑の将来像と
本計画の対象エリア



臨海部の緑の現況と課題

○緑の現況

川崎市臨海部には、平成23年3月現在、計52箇所、面積48.9haの公園緑地（港湾緑地（臨海公園）含む）、緑道等が整備され、北側は公園緑地等の公共的な緑地が多く、南側にいくほど大規模な事業所緑化が多く見られます。主要幹線道路には街路樹が整備され、敷地規模の大きな事業所では、積極的な緑化が行われていますが、小規模な事業所が集積するエリアでは、緑化面積の確保が難しいことなどから緑が少ない箇所もあります。

○緑の課題

公園緑地や街路樹のリニューアル、維持管理の充実、事業所における効果的な緑化の誘導などが課題となっており、これらを総合し、5つの全体的な課題として整理しました。

【全体的な課題】

- ① 工業地を彩る効果的な緑化の推進
沿道部や水際の効果的な緑化の誘導、臨海部全体の事業所の緑化推進
- ② 海に至る道・主要幹線道路沿いの緑の充実
街路樹や沿道緑化による風の道の形成、拠点となる緑地を結ぶ積極的な緑化
- ③ 海とのふれあいの場としての緑地の活用
拠点公園の環境・機能の維持・強化、運河沿いの公園緑地の活用
- ④ 快適な緑地環境を保つ維持管理
公園緑地等の維持管理の徹底、協働による維持管理
- ⑤ 緑化への市民・事業者の積極的な参画
効果的な緑地の形成に取り組むためのしくみづくり、積極的な緑化活動等への参画

□ 臨海のもりづくりの基本理念

臨海部の全体的な課題等を踏まえ、次世代に向けた新たな環境の再生・創出に向け、基本理念を以下のとおり定めます。

【基本理念】 地域で暮らし働く人々の協働と連携による 縁と海辺に囲まれた臨海のもりづくり

臨海部の景観形成、地域環境の向上、生物多様性の保全、都市気象の改善を目指し、市民、事業者、行政の協働の取組のもと、豊かな緑地環境を備え、水辺に親しめる新たな臨海部の環境の実現を図る

■各主体における“臨海のもりづくり”の意義

【市 民】

- ・海辺の憩いやレクリエーションの暮らしとの調和
- ・市民参加型まちづくりへの参画機会の拡大

【事業者】

- ・地球環境や地域貢献などCSR活動の展開
- ・事業所のステータスを高める立地環境の向上

【行 政】

- ・「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」に対応した臨海部の環境形成

Y 臨海のもりづくりの将来像 Y

基本理念のもと、全体的な課題を解決することによって、臨海のもりづくりの5つの将来像の実現につながります。

●5つの将来像

◎ 海風を導く緑のネットワーク形成

緑豊かな並木道が縦横に走り、冷涼な海風を市街地へ導く緑のネットワークが形成され、生き物にも良好な生息・生育環境となっている。

◎ 臨海部ならではの景観形成

道路沿いには、豊かな緑地や壁面緑化・屋上緑化等が施されたオフィス等が並び、その後に工場・物流施設などのスケールの大きな構造物が見え隠れし、臨海部ならではの景観が形成されている。

◎ 海と親しめる場の形成

東扇島や浮島には規模の大きな公園が整備され、海釣りや人工海浜、自然体験などの場として親しまれ、工業地においても事業所の見学ツアーなど、海辺のレクリエーション拠点として多くの人で賑わっている。

◎ 市民・事業者の憩いの場の形成

内奥運河沿いの小さな入江なども、所々緑豊かな水辺の小スポットが整備され、運河沿いの事業所緑地・公開空地などが、市民や事業者の憩いの場となっている。

◎ 協働による魅力ある環境の形成

市民、事業者、行政の協働により、手入れの行き届いた心地よい快適な緑地が整備され、活動の場として魅力ある環境が形成されている。



臨海のもりづくりの将来像イメージ

□ 臨海のもりづくりの推進主体

臨海のもりづくりを推進するのは、公園緑地を日常的に利用する市民、臨海部に敷地をもつ事業者、そして行政の3者の協働と連携です。市民、事業者、行政が、それぞれの立場で協働、連携しながら、緑化活動に取り組むことにより、緑豊かな臨海のもりが形づくられます。

市民

自宅周りの緑化に取り組むとともに、身近にある公園緑地等の積極的な利用や日常管理へ参画します。

取組内容の例

- ・住宅の庭、マンションの花壇等に、季節の変化を楽しめる草花や樹木を積極的に植えます。
- ・地域緑化推進地区等を活用し、地域でまちを良くするアイディアを出し合います。
- ・公園緑地愛護会や管理運営協議会、街路樹等愛護会等の活動に参加して、美しいまちづくりに貢献します。



事業者

多くの事業所が集まる産業集積地においては、個々の事業所緑化や、近隣の事業所と連携した広域的な緑化など、地域や企業のイメージの向上につながる取組を積極的に進めます。

取組内容の例

- ・臨海部の景観に配慮し、運河沿いの水際や沿道を積極的に緑化します。
- ・工場集積地としての特徴を活かし、臨海部の事業所で結成される協議会等と連携し、一体となった効果的な緑化を行います。
- ・近隣の事業所等との連携により、事業所周辺の植樹帯の除草や歩道の清掃を行うなど地域イメージの向上に努めます。
- ・緑の防災機能についても考慮しながら、緑化の促進に努めます。



行政

公園緑地等の整備、街路樹等の維持管理を推進するとともに、市民や事業者の緑化活動を支援するしくみづくりを行い、持続的な活動ができる体制を整えます。

取組内容の例

- ・臨海部の特徴を活かし、市民や就業者の憩いの場となる公園緑地等の整備を進めます。
- ・景観に配慮した公園緑地や街路樹等の維持管理の充実に努めます。
- ・市民、事業者、行政の協働と連携のしくみづくりを進めます。
- ・緑の持つ防災機能を活かした緑のネットワークの形成に努めます。



□ 臨海のもりづくりの方針

臨海のもりづくりの5つの将来像の実現に向け、効果的な整備・誘導・維持管理を行うための基本方針を定めます。

臨海部はエリアごとに特色ある土地利用や緑地環境が形成されているため、各ゾーンの特性を考慮することが必要となります。また、緑の基本計画における川崎区の緑の方針において示している軸線や拠点の考え方を反映させることができます。以上から、次のとおり基本方針を定め、具体的な取組を進めていきます。

【基本方針】

1. エリアの特性に応じた「緑のゾーン」を設定します

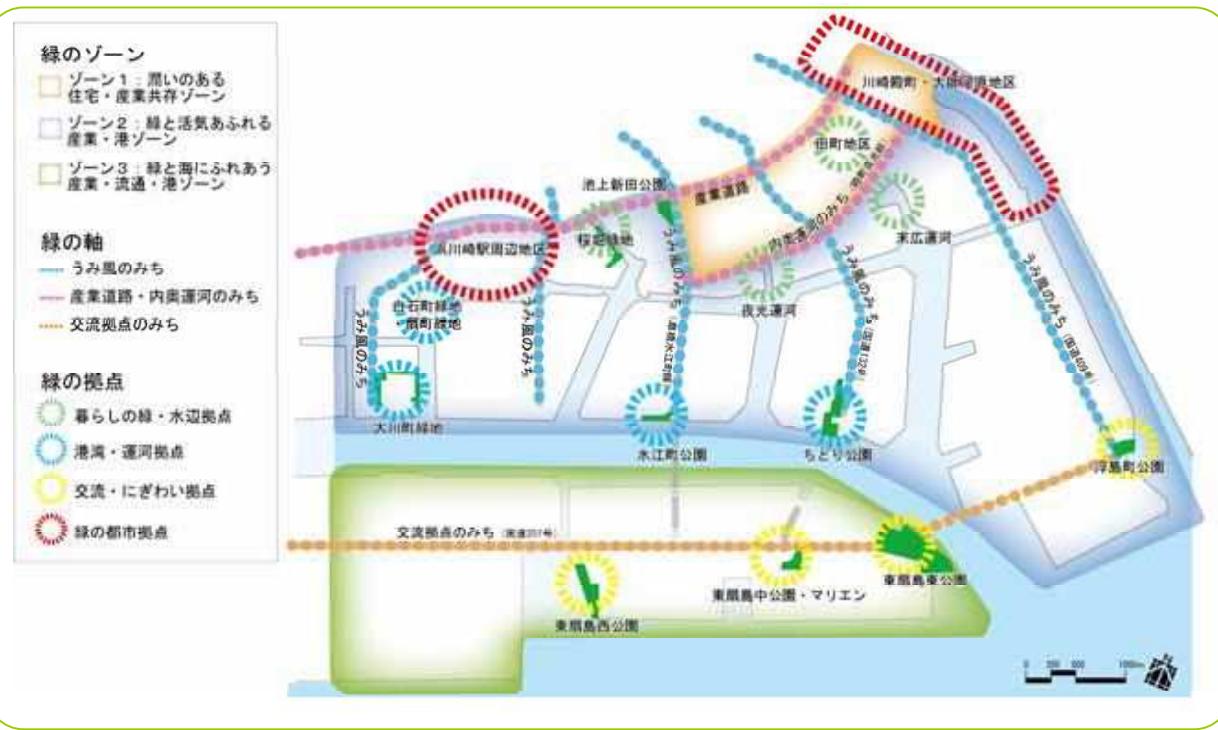
臨海部は、陸から海に向かう層状のエリアごとに特色ある土地利用や緑地環境が形成されています。「『かわさき臨海のもりづくり』緑化推進計画」では、臨海部を3つのゾーンに分け、各ゾーンの特性を活かした緑地環境の形成を目指します。

2. 臨海のもりの骨格となる「緑の軸」をつくります

海や臨海部の主要施設等へのアクセス機能を担う幹線道路について、積極的な道路緑化・沿道緑化等を促し、骨格的な緑のネットワークを形成します。

3. 豊かな緑の創出を担う「緑の拠点」をつくります

臨海部に点在する既存の公園緑地等を緑の拠点と捉え、立地条件を活かした、緑豊かな憩いの場として整備し、臨海部の緑や水辺の印象を深めます。



基本方針概略図



ゾーン別緑化推進計画



ゾーン別緑化推進計画の目的

臨海のもりづくりが目指す将来像の実現に向けて、臨海のもりづくりの方針図を作成し、「緑のゾーン」ごとに実施すべき整備・誘導・維持管理等の方向性を定めます。

また、各ゾーンの方向性を具体化するため、ゾーンごとの「緑の軸」「緑の拠点」において進める緑化推進の取組を、「方針」「プロジェクト」として示します。

○緑のゾーンごとの方向性

ゾーン1. 潤いのある住宅・産業共存ゾーン

- ・ 住宅地環境と調和する事業所緑化等の推進を誘導します。
- ・ 主要幹線道路について、景観に配慮した緑化を図ります。
- ・ 葦らしの場を彩る身近な公園緑地・街路樹等の適切な維持管理に努めます。
- ・ 海風を導く緑の軸線と、運河の冷涼な風を取り入れる水辺拠点を形成します。

ゾーン2. 緑と活気あふれる産業・港ゾーン

- ・ 近隣事業所と調和した事業所緑化等の推進を誘導します。
- ・ 事業所との連携により緑豊かな沿道環境の形成に努めます。
- ・ 就業者の憩いの場となる公園緑地・街路樹等の適切な維持管理に努めます。
- ・ 海風を導く緑の軸線と、運河の冷涼な風を取り入れる水辺拠点を形成します。

ゾーン3. 緑と海にふれあう産業・流通・港ゾーン

- ・ 海辺のレクリエーション拠点としての機能を充実・向上させ、利用を促進します。
- ・ 就業者の憩いの場となるよう緑の質の向上に努めます。
- ・ 拠点公園に至る沿道に、海と一体となった景観を作る彩りある緑の保全・育成を図ります。
- ・ 大規模な事業所緑化の保全と、周辺事業所と一体となった事業所緑化等の推進を誘導します。

○ 緑のゾーンごとの方針・プロジェクト

ゾーン別緑化推進計画については、緑の実施計画^{注)}や、新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」の実行計画等と整合を図りながらプロジェクトを推進していきます。

また、社会状況の変化にあわせ、必要に応じて見直しを行います。

注) 緑の基本計画に掲げた基本方針と施策目標を着実に実行するため、3箇年ごとに事業推進計画を示した実行計画。

協働取組：市 市民 事業者（行政は全てのプロジェクトに関わります）

先行整備事業：臨海部のイメージアップなどを目的に平成23年度までに実施した事業

短期事業：第3期実行計画に合わせて平成25年度までに実施する事業

中長期事業：課題の整理や府内の調整などを進めながら平成26年度以降に実施予定の事業

ゾーン1の方針を実現するためのプロジェクト一覧						
	方針	プロジェクト	協働取組	先行整備事業	短期事業	中長期事業
緑の軸	うみ風のみち	1-1 池上新町周辺の緑のネットワーク化	市 事			●
	産業道路・内奥運河のみち	1-2 殿町夜光線及び周辺の景観整備 ※	市 事	●	●	●
		1-3 塩浜緑地の景観形成の推進				●
		1-4 鷺取公園の活用				●
緑の拠点	暮らしの緑・水辺拠点	1-5 田町周辺の地域緑化の推進	市	●	●	●
		1-6 夜光運河周辺の景観形成の推進 ※	事	●		●
	緑の都市拠点	1-7 下河原公園及び殿町第2公園の再整備	市	●	●	
		1-8 殿町第3公園の活用	市			●

※：ゾーン1、2に共通するプロジェクト

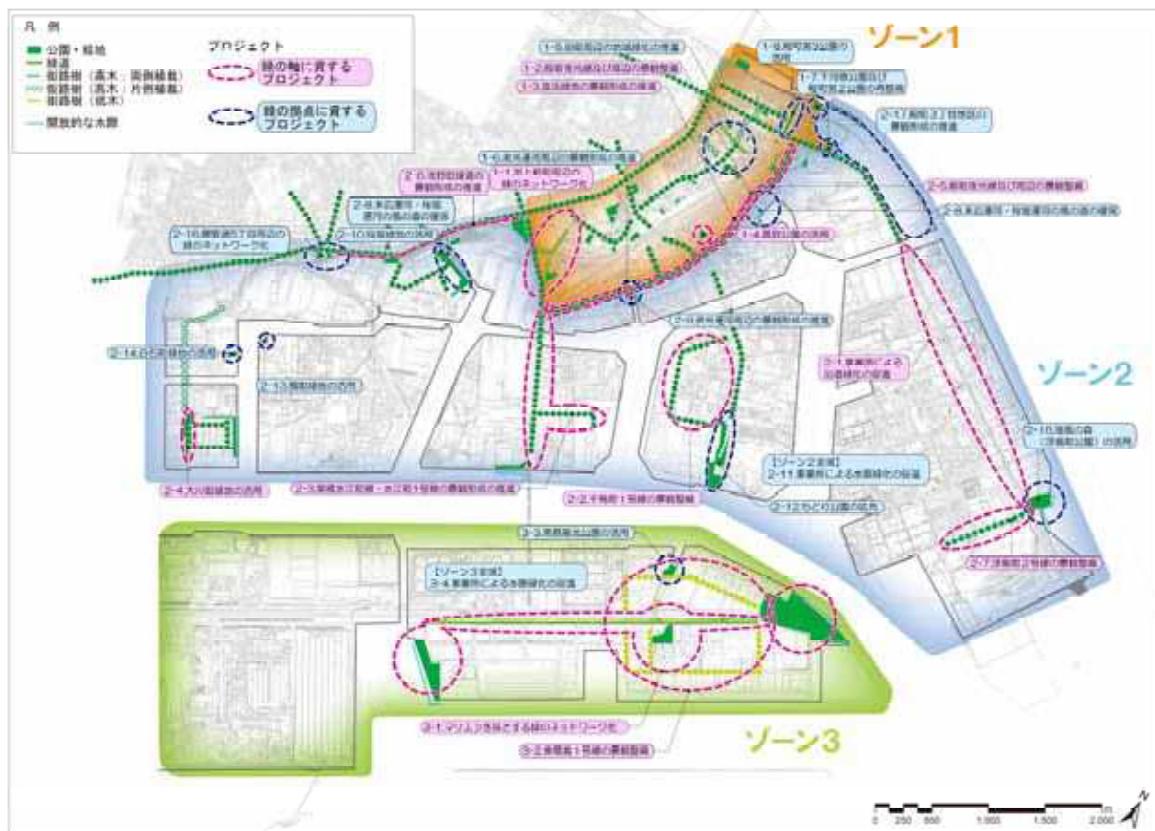
ゾーン2の方針を実現するためのプロジェクト一覧

方針	プロジェクト	協働取組	先行整備事業	短期事業	中長期事業
緑の軸	2-1 事業所による沿道緑化の促進	事		●	●
	2-2 千鳥町1号線の景観整備				●
	2-3 霊橋水江町線・水江町1号線の景観形成の推進	事	●		●
	2-4 大川町緑地の活用				●
産業道路・内奥運河のみち	2-5 殿町夜光線及び周辺の景観整備 ※	市 事	●	●	●
	2-6 浅野町緑道の景観形成の推進				●
交流拠点のみち	2-7 浮島町2号線の景観整備		●		
緑の拠点	2-8 末広運河・桜堀運河の風の道の確保	事			●
	2-9 夜光運河周辺の景観形成の推進 ※	事	●		●
	2-10 桜堀緑地の活用				●
	2-11 事業所による水際緑化の促進	事		●	●
港湾・運河拠点	2-12 ちどり公園の拡充				●
	2-13 扇町緑地の活用				●
	2-14 白石町緑地の活用				●
交流・にぎわい拠点	2-15 海風の森（浮島町公園）の活用	市			●
緑の都市拠点	2-16 鋼管通5丁目周辺の緑のネットワーク化	市			●
	2-17 殿町3丁目地区の景観形成の推進	事		●	●

※：ゾーン1、2に共通するプロジェクト

ゾーン3の方針を実現するためのプロジェクト一覧

方針	プロジェクト	協働取組	先行整備事業	短期事業	中長期事業
緑の軸	3-1 マリエンを核とする緑のネットワーク化				●
	3-2 東扇島1号線の景観整備				●
緑の拠点	3-3 東扇島北公園の活用				●
	3-4 事業所による水際緑化の促進	事		●	●





「かわさき臨海のもりづくり」緑化推進計画

【概要版】

2012（平成 24）年6月

発行 川崎市

編集 建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

TEL : 044 (200) 2380

FAX : 044 (200) 3973

MAIL : 53mikyo@city.kawasaki.jp